

◎特別職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律

(平成二六年一月一九日法律第一〇六号)

一、提案理由(平成二六年一月二九日・衆議院内閣委員会)

○有村国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて、必要な改正を行うものでございます。次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

す。

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

.....(略).....

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年一月四日)

○井上信治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要について申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に準じて、必要な改定を行うものであります。

.....(略).....

三法律案は、去る十月二十三日本委員会に付託され、二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。三十一日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十六年一〇月三二日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平二六法一〇五）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（平成二十六年十一月二日）

○大島九州男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

（略）

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

の給与の額を改定しようとするものであります。

（略）

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、今後の国家公務員給与の在り方、給与制度の総合的見直しが地方に与える影響、国の非常勤職員の処遇改善の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より三法律案に反対、各派に属しない議員の山本委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十六年十一月二日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平二六法一〇五）の附帯決議と一括して掲載）